

手作り雑貨  
のお店を開  
きたい

吉賀町にUターン  
してIT関連の事  
業を起こしたい

こんなアイデア  
あるけど、商売  
にならないかな

子育てしながら  
テレワークをし  
てみたい

## 吉賀町で創業を目指す方へ

地域資源を生  
かした商品を  
販売したい

吉賀町の困りごと  
をビジネスにでき  
るんじゃないか

自然豊かな吉賀町  
で自然派カフェを  
開きたい

親の店を継ぐけど、  
新しい事業展開も  
していきたい

## あなたのチャレンジをサポートします!

吉賀町は創業や第二創業など、新たな事業を始めたいと考えている方を対象に、商工会、産業振興財団、金融機関と連携し、あなたのチャレンジをサポートします。  
特定創業支援事業を活用されると、創業に関する優遇措置を受けられます。  
(裏面をご覧ください)

### 支援機関お問合せ一覧

(公財)しまね産業振興財団  
TEL:0852-60-5110(松江)  
TEL:0855-24-9301(浜田)

山陰合同銀行 六日市支店  
TEL:0856-77-1200

### 総合窓口

吉賀町産業課(創業担当)  
TEL:0856-79-2213

吉賀町商工会  
TEL:0855-77-1255(六日市)  
TEL:0856-79-2239(柿木)

西中国信用金庫 吉賀支店  
TEL:0856-78-1111

## ◆ 特定創業支援事業とは

創業支援事業者(商工会等)が創業希望者に継続的な支援を行い、経営、財務、人材育成、販路開拓のすべてのノウハウについて指導助言を行う事業です。

### ■ 吉賀町の特定創業支援事業 ■

創業支援事業者	特定創業支援事業の内容
吉賀町商工会	経営指導員・専門家派遣による個別相談
山陰合同銀行 西中国信用金庫	資金調達を中心とした個別相談
(公財)しまね産業振興財団	インキュベーション施設でのハンズオン支援 専門スタッフによる個別相談

※上記の内容を1ヶ月以上の期間にわたり述べ4回以上の支援を受けた場合、特定創業支援事業とします。

## ◆ 特定創業支援事業を受けた場合のメリット

- ① **会社を設立する際の登録免許税が軽減。**  
株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35%  
合名会社又は合資会社は、6万円→3万円
- ② **無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援を受けることが可能に。**
- ③ **日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することが可能に。**
- ④ **吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金の申請が可能に。**  
創業に関する経費に対し、1/2補助。最大50万円。

## ◆ メリットを受けるには

上記メリットを受けていただくためには、特定創業支援事業を受けたことについて、吉賀町長の証明が必要になります。証明を受けようとする場合は、所定の証明申請書を町に提出してください。町は、創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。

特定創業支援事業についてのお問い合わせ先

吉賀町役場産業課(創業担当) TEL:0856-79-2213